基金活用ガイドラインについて

資料４

令和６年３月３日第２回審議会からの修正箇所
・自然環境への活用を削除し、ごみの減量及び再資源化への活用をより具体化
・循環型社会（ごみの発生抑制及び資源循環）の推進への活用を追加

前　回　案	修　正　案
１．ごみの減量と再資源化に資する事業 (1) ごみの削減・減量化、再資源化に関すること (2) ごみの発生を抑制・回避に関すること	１．ごみの減量に資する事業 (1) ごみの発生抑制や減量化に関すること (2) ごみ減量活動の促進に関すること (3) 不法投棄や不適正排出の対策・防止に関すること
２．次世代に豊かな自然環境を継承する事業 (1) 地球温暖化対策（温室効果ガスの排出削減）に関すること (2) 自然環境の保全に関すること (3) まちの美化推進に関すること	２．ごみの再資源化に資する事業 (1) 市民等の再資源化の取り組みの促進に関すること (2) 事業者や中間処理施設での資源回収に関すること (3) 再資源化に関する周知・啓発に関すること
３．ごみの減量や再資源化、自然環境の保全、地球温暖化対策などの周知・啓発、環境学習や教育に資する事業	３．循環型社会の推進に資する事業 (1) 循環意識の醸成に関すること (2) 地域循環型モデルの構築に関すること (3) 官民連携による資源循環の取組みに関すること

（参考）木津川市循環型社会推進基金条例

第１条　ごみの減量と再資源化を進め、次世代に豊かな自然環境を継承する事業の推進を図るため、木津川市循環型社会推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（別紙）活用事業例

１．ごみの減量に資する事業

(1) ごみの発生抑制や減量化に関すること

例：竹チップコンポストや生ごみ水絞り器の配布、公園等の樹木剪定廃材の活用

(2) ごみ減量活動の促進に関すること

例：市民提案型ごみ減量活動等補助金、市民活動表彰制度

(3) 不法投棄や不適正排出の対策・防止に関すること

例：不法投棄監視カメラの設置、ごみ分別アプリ配信

２．ごみの再資源化に資する事業

(1) 市民等の再資源化の取り組みの促進に関すること

例：古紙回収補助金の交付、雑がみ保管袋の配布、使用済み食用油の回収事業

(2) 事業者や中間処理施設での資源回収に関すること

例：学校給食の調理くずのたい肥化事業、中間処理施設への処理委託料

(3) 再資源化に関する周知・啓発に関すること

例：もったいない便りの配布

３．循環型社会の推進に資する事業

(1) 循環意識の醸成に関すること

例：環境保全指導員による地域や学校への出前授業、中間処理施設の見学ツアー

(2) 地域の循環システムの構築に関すること

例：給食残渣から作られたたい肥の市内利用促進、公共施設等での再エネ・再生材利用促進

(3) 官民連携による資源循環の取り組みに関すること

例：商業施設との連携による啓発イベントや資源回収、エコストローやリユース容器の導入促進